

# 用語集

府中市高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画（第7期）  
（案）  
（平成30年度～平成32年度）

平成29年11月  
府 中 市

## **ア行**

### **アセスメント**

事前評価、初期評価。利用者が直面している生活上の困難を解決するために、必要な情報を収集し、情報の分析、解釈、関連づけを行い、課題を明らかにすることをいう。

出典：七訂 介護福祉用語辞典／中央法規 2015 年発行（一部抜粋）

### **医療的ケア**

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

### **NPO（Non Profit Organization）**

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

## **カ行**

### **介護医療院**

介護保険施設の一つ。要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行う施設で、都道府県知事の許可を受けたもの。

### **介護給付費等準備基金**

介護保険財政の健全で円滑な運営を図るため、条例により設置している基金。基金積立額は介護保険会計において生じた余剰金に相当する額であり、基金の取崩しについては、介護給付や地域支援事業における不足額の財源に充てるほか、次期保険料額の急激な上昇を抑える等介護保険運営上必要と認められる場合に限られる。

### **介護支援専門員（ケアマネジャー）**

援助のすべての過程において、利用者和社会資源の結び付けや関係機関・施設との連携など、生活困難な利用者が必要とする保険・医療・福祉サービスの調整を図る。（ケアマネジメント）役割をもつ援助者をいう。主に、利用者とのインテークから利用者のニード把握、ケアプランの作成、サービス調整、利用者の自己決定の支援、利用者のエンパワメントの強化、モニタリングと権利擁護などの役割を果たす。

出典：七訂 介護福祉用語辞典／中央法規 2015 年発行（一部抜粋）

### **介護保険サービス**

要介護者を対象とした介護サービスと要支援者を対象にした介護予防サービス、要支援者及び事業対象者を対象にした介護予防・日常生活支援総合事業に区分される。居宅サービス、地域密着型サービス、住宅改修、居宅介護支援、施設サービスがある。

## 介護予防

高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもの。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すもの。

## 介護予防ケアマネジメント

予防給付によるサービスの利用がなく、総合事業のみを利用する場合において、介護予防と自立支援の視点を踏まえ、対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行うもの。

## 介護予防サポーター

地域で行われる様々な介護予防活動を支える人材。介護予防の人材育成研修を修了した高齢者が介護予防サポーターとして認定される。

## 介護予防推進センター

介護予防の中心拠点として平成18年4月に開設。介護予防の普及啓発、介護予防教室に加え、介護予防に関する人材育成や情報提供などを行い地域の介護予防活動の支援を行う。

## 介護療養型医療施設

介護保険施設の一つ。療養病床等を有する病院又は診療所であって、都道府県知事の指定を受けたものを指定介護療養型医療施設という。入院している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行う。平成35年度末までに廃止される予定。

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険施設の一つ。老人福祉法に規定される特別養護老人ホームであって、入所定員30人以上で都道府県知事の指定を受けたものを指定介護老人福祉施設という。入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。

## 介護老人保健施設

介護保険施設の一つ。要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う施設で、都道府県知事の開設許可を受けたもの。

## 緩和ケア

緩和ケアとは、痛みの緩和や、不安などの心意的・精神的苦痛及び社会的問題を取り除くために行われる患者中心の全身的な援助で、早期の段階から考慮されるもの。

## 基本チェックリスト

被保険者の老化の兆しに関するリスクの有無を把握する際に用いる、厚生労働省が示した25項目からなるチェックリストのこと。総合事業の実施にあたっては、事業対象者の該当確認を行う際に用いられることもある。

## 救急医療情報キット

「かかりつけ医療機関」「服薬内容」「持病」「緊急連絡先」などの情報を記入した専用の用紙や、保険証、診察券のコピー等を入れておくキット（筒）。冷蔵庫の中に保管しておき、災害の発生や救急時に備えるもの。

## 協議体

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、市が主体となって行う生活支援コーディネーターやNPO、民間企業等の多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組。

## 緊急通報システム

緊急通報機器・火災警報器・生活リズムセンサーを設置し、緊急時に機器の緊急ボタン等を押すことにより、救急車の出動を要請できるシステム。

## ケアマネタイム

ケアマネジャーが医療との連携を充実・強化し、質の高いケアマネジメントを提供するため、主治医と連絡を取りやすい時間帯についてとりまとめたもの。

## 元気いっぱいサポーター

自分自身の健康を守る人達や、市民の健康のために協力してくれる人のこと。

## 健康寿命

WHO（世界保健機関）が平成12年に提唱したもので、平均寿命から、衰弱・病気・認知症などにより自立した生活ができない介護期間を差し引いた寿命のことを指す。

## 権利擁護センター

認知症や疾病などにより物事の判断において誰かの手助けを必要とされている方、また、福祉等における日常生活課題をかかえられている方に対して、自分らしく安心して地域で暮らしていけるよう支援していくセンター。

## 後方支援病床

在宅療養支援診療所等の医師が、脱水や発熱などで救急入院ほどではないが、入院して簡易な治療と経過観察を必要と判断した場合に、在宅療養者を短期間受け入れる協力病院。

## 高齢者見守りネットワーク

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを目的に、地域包括支援センターを拠点として、「きざし」「きづき」「さりげない見守り」「連絡」のき・き・さ・れ（危機され）を合言葉に、地域全体で高齢者を見守る取組。

## コミュニティカフェ

高齢者の居場所づくりや、地域の人々が気軽に集まり様々な交流や情報交換などを行う場。

## コミュニティケア

地域の共同体内で、福祉の援助を必要とする人々に、在宅の形態でサービスを提供すること。地域特性に基づいた在宅福祉、在宅ケアと同義で使われることが多い。

出典：七訂 介護福祉用語辞典／中央法規 2015 年発行（一部抜粋）

## サ行

### サービス付き高齢者向け住宅

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、介護と医療が連携しケアの専門家による安否確認や生活相談などのサービスを提供する住宅。

### 在宅療養支援診療所

平成18年の医療法改正で新設された制度で、24時間体制で往診や訪問看護を実施する診療所。

### 在宅療養相談窓口

地域包括支援センターに設置された在宅療養に関する相談窓口。専門職員が在宅療養を行ううえで必要な資源を把握し、入院中から退院後の在宅生活に必要な療養環境を整えたり、本人や家族、かかりつけ医や、介護事業者等からの相談に応じ、在宅療養生活が継続できるよう必要な在宅療養資源を医療・介護関係機関と連携を図りながら調整していく。また、在宅療養を行ううえで必要な情報等を地域や医療・介護関係機関に提供することにより、地域で生活を送る患者及びその家族の療養・介護生活の向上を図る。

## 事業継続計画（BCP）

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく行動計画。

## 自助・互助・共助・公助

市民の主体的な活動のうち、日頃の問題を個人の努力で解決するものを自助、個人で解決できない問題を地域や住民同士で助け合うものを互助という。共助は介護保険に代表される社会保障のしくみのような市民と行政による協働、公助は行政による福祉サービスのような行政施策として行うものを指す。

## 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

## 終末期ケア

終末期ケアとは、余命がわずかになった人に対し、延命よりも残された生活の充実を優先して、身体的・精神的な苦痛の除去を目的としたケアをさし、緩和ケアの一部となるもの。

## 小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスの一つ。居宅要介護者を対象に、その心身の状況や置かれている環境や選択に応じて、訪問、通いまたは泊まりにより、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

## シルバー人材センター

高齢者雇用安定法に基づき、概ね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益社団法人。都道府県知事の指定により、市町村に1か所設置されている。

## 新オレンジプラン

新オレンジプランとは、平成27年1月に新たに国の認知症施策推進総合戦略として発表されたものであり、オレンジプラン（平成25年度～29年度までの認知症施策推進5か年計画）の施策に加え、医療・介護等の連携による認知症の方への支援、認知症の予防・治療のための研究開発、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進等が盛り込まれた。

### **生活支援コーディネーター**

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

### **生活支援サービス**

一人暮らしや高齢者夫婦世帯など在宅の高齢者に対して、見守りや配食、買い物、財産管理などの権利擁護サービス等市町村が行う高齢者の生活を支援するサービス。

### **成年後見制度**

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく「任意後見制度」と、家庭裁判所が援助者を選ぶ「法定後見制度」がある。

### **セーフティネット**

安全網。経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障してくれる、社会的な制度や対策。

### **ソーシャルキャピタル**

地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等。

### **夕行**

#### **団塊世代**

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）ないしその前後に生まれた世代。

### **地域ケア会議**

個別ケースの支援内容の検討を通じて地域の課題を把握し、解決を図り地域づくりを推進していくために地域包括支援センター又は市が開催する介護や福祉などの専門職や地域の関係者による会議。

個別ケースの検討を行う担当地区ケア会議、地域包括支援センターごとに地域課題の把握及び対応の検討を行う高齢者地域支援連絡会、全市的な課題の把握及び対応の検討を行う市全体の会議から成る。

### **地域支援事業**

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業。

### **地域デイサービス事業（ほっとサロン）**

介護保険サービスを利用していない府中市在住の65歳以上で、外出が少なくなっている人や生きがいづくりを必要とする人を対象に、レクリエーションや軽体操等を行い、茶話会など「ほっ」とする時間を大切にするサロン。

### **地域福祉活動**

地域福祉活動とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の子社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

### **地域福祉コーディネーター**

住民の地域福祉活動を支援するため、専門的な対応が必要な事例への対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源の開発を行う。

### **地域包括ケアシステム**

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

### **地域包括支援センター**

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置。市町村は責任主体。主な業務として、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援などがある。

### **地域密着型サービス**

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成18年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。また、平成24年度からこれらのサービスに加えて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）が創設され、平成28年度から地域密着型通所介護が追加。平成30年度からは居宅介護支援が追加される。

### **特定健康診査・特定保健指導**

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検査のことで、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象に実施。

特定健康診査の結果、リスクが高いと判断された人には、自らの生活習慣の課題を認識



して、行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるよう、生活習慣の改善を支援するための保健指導を行う。

### **特定施設入居者生活介護**

介護保険の居宅サービスの一つ。都道府県の指定を受けた定員30人以上の有料老人ホームなどで、介護保険による要介護認定を受けた入居者に入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を提供する。要支援と認定された者を対象とするサービスは介護予防特定施設入居者生活介護という。

## **ナ行**

### **日常生活圏域**

市民が日常生活を営む地域として、介護サービスを提供するための施設状況などの社会的条件や地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案して定めた区域。

### **認知症カフェ**

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。

### **認知症ケアパス**

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。本市では「認知症あんしんガイド」を作成し、認知症の進行に合わせて、受けられる支援や相談窓口等を紹介している。

### **認知症サポーター**

認知症サポーターは何かを特別にやるというものではなく認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成研修を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。講座を受けると認知症サポーターの印として、プレスレット（オレンジリング）が配られる。

### **認知症サポート医**

かかりつけ医への認知症診断等に関する助言や研修をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師。実施主体は都道府県及び指定都市であり、国立長寿医療研究センターに委託して実施している。府中市では、ささえあいの地域が作れるように願いを込め、「ささえ隊」と呼んでいる。

### **認知症疾患医療センター**

認知症疾患医療センターは、認知症の鑑別診断、身体合併症への対応、専門的な相談の実施を行うとともに、かかりつけ医等への研修、地域の保健医療・介護関係者等との連携を行い、認知症に関わる地域の医療機能の中核機関として機能している。

### 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

### 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険の地域密着型サービスの一つ。認知症の状態にある要介護者が地域の共同の住居において、家庭的な雰囲気の中かで各自が持つ能力に応じて自立した共同生活が送れるよう、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供する。

### 認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、関係機関の連携支援のほか、認知症施策や事業の企画調整等を行う者。

## ハ行

### PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）からなる管理手法。

### 避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。

### 福祉エリア

人口、面積、道路、交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの地域。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付け、さらに地域包括支援センターの11地域の小圏域を定めている。

### ボランティア

ボランティアとは、ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉である。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

## マ行

### 民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じたり、支援をしている。

## メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積により、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧などの動脈硬化の危険因子が集積している状態のこと。内臓脂肪の蓄積（ウェスト周囲径の増大）に加え、脂質代謝異常、高血圧、高血糖の3項目のうち2項目以上を満たす場合に判定される。

## ヤ行

### 有料老人ホーム

食事とその他日常生活上のサービスを提供。入居者との介護に係る契約によって、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの3類型に分類される。

### 予防給付

要支援1・要支援2と認定された方に対するサービス。対象者の特徴は、廃用症候群（骨関節疾患等を原因とし、徐々に生活機能が低下する状態）の方が多く、早い時期に予防とリハビリテーションを行うことで生活機能を改善できる可能性があると考えられ、本人の意欲を高めながら予防のサービスを提供することが必要とされる。

## ラ行

### 老人クラブ

地域を基盤とする高齢者の自主的組織。クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上で、30人以上の会員から組織される。自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動とボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施する。

## ワ行

### ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）の調和のこと。